

平成 24 年度 市民活動サポート事業 募集要綱

公益財団法人京都市男女共同参画推進協会は、昨年度にひきつづき市民とのパートナーシップのもと、男女共同参画社会の実現を目指すための課題解決に向けた積極的な企画をもつNPOやグループに対し、助成を行います。

1. 募集の対象団体

- ① 京都市を本拠地として活動している団体であること。
- ② 団体が、形式的・実質的にも民間団体であること（実質的とは、国又は地方公共団体が資本金等を出資し、又は運営に要する基本的経費について補助金等の助成をしている団体でないことを指す）
- ③ 規約等団体の目的、組織、代表者等に関する定めがあること
- ④ 会計事務を適正に処理することができる体制を備えていること
- ⑤ 非営利、非宗教、非政治の団体であること
- ⑥ 公序良俗に反する団体でないこと

2. 助成対象となる事業

- ① 幅広い市民を対象として男女共同参画社会の実現に役立つ普及啓発講座、ワークショップ、講演会などでウィングス京都を会場として行うもの、または男女共同参画社会実現に向けての課題を明らかにし解決を目的とする調査研究等。
- ② 本年度内に実施するもの、及び調査に取りかかるもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は、助成の対象から除外する。

- ① 事業実施による効果が、特定の個人あるいは少数の者にしか及ばない事業
- ② 学会その他学術などの振興を主たる目的とする事業
- ③ 営利を目的とする事業
- ④ 京都市または京都市から出資を受けている団体から助成を受ける事業

3 助成は、1団体につき1事業に限るものとする。

3. 事業の形態

セミナー、イベント、ワークショップ、調査研究など。

催事の場合、1回2時間～3時間の講座、1回～5回程度のものでウィングス京都を会場として行うこと。定員数は280名まで。

4. **実施期間**

平成 24 年 7 月～平成 25 年 3 月に完了させること。ただし、調査研究の完了が次年度となる場合は、事業計画書にその旨を記載し、協議の結果、これを認める場合がある。

※ウイングス京都の会場を利用する講演会やワークショップについては、事前に会場の空状況を確認のこと。

5. **助成金総額**

助成金の総額は 30 万円とする。

6. **当協会が行う助成業務**

- ① 助成金の交付：1 事業に対する助成金額は、助成対象経費の 5 分の 4 以内。 30 万円を限度とし、1 千円を単位とする。助成金の対象費目については下記参照。
- ② 会場使用料及び付属設備費：ウイングス京都の会場を利用する催事については、会場使用料及び付属設備費を無料とする。
- ③ 事業当日の保育：6 ヶ月以上就学未満の子どもの保育。時間は 3 時間まで。ただし、他講座と合わせて子ども 15 人までとする。当協会指定の保育者の手配、及び保育者への謝礼は当協会が負担する。保育料は有料（当協会の規定に準じる。）で、原則として保育利用者による当日支払いとする。
- ④ 広報協力：チラシの印刷、配布に対する協力及び講座案内「ウイングスきょうと」、ホームページ、メールマガジン「ウイングスプレス」への掲載を行う。
- ⑤ 職員のサポート：担当職員が、対象事業の実施・広報・調査などについての相談に応じ、講師など人材の紹介、資料のリファレンスなどを行う。

助成金の対象費目：

(ア) 諸謝金（講師や専門家等への謝礼）

原則として総額 10 万円以内とする。ただし、原則として関西圏内の講師は 1 人 1 回あたり 2 万 5 千円を限度とする。

(イ) 旅費交通費

講師や専門知識をもった助言者などを依頼した場合の旅費、宿泊料。事務局の連絡等の旅費（自家用車を利用する場合は燃料費程度）

(ウ) 材料購入など消耗品費

直接、対象事業の成果となるものの原材料や、対象事業の実施に必要な不可欠な用品等で、概ね単価が 5 千円未満で耐用年数 1 年未満のものをいう。原則として総額 3 万円以内とする。

配布用の物品等へ印刷を行う場合は、この助成金で購入した旨を表示することを条件とする。

(エ) 什器備品費

対象事業の実施に必要な不可欠な器具や設置物（看板等を含む。）で、概ね単価が5千円以上で耐用年数1年以上のものをいう。原則として総額3万円以内とする。また、什器備品費を要求される場合は、購入後の継続した使用計画書を添付すること。なお、他の用途を目的に使用されるものは対象としない。

価格の分かるカタログ等を添付すること。（支出内訳書には実売価格を記入すること。）

過去に助成済みの備品についての再助成はしない。

パソコン・プリンター・カメラ・顕微鏡等汎用性のある備品は助成しない。

看板については、内容及び設置数等を明示すること。原則として看板の総額は3万円を上限とする。

助成金で購入した備品には、この助成金で購入した旨を表示すること。

(オ) 賃借料

対象事業の実施に必要な機材・器具等の賃借料をいう。

原則として、個人からの機材賃借料は認めない。ただし、燃料費及び消耗品等は認める。

バス等の交通手段の賃借料・有料道路通行料は旅費に計上すること。

(カ) 通信運搬費

対象事業の実施に必要な郵便料、通信費、運搬料などをいう。（但し、電話回線使用料、インターネット使用料は含まない）

(キ) 印刷費

広報誌や報告書、パンフレット等の印刷費（この助成金で作成した旨を表示すること。）

(ク) その他の経費

上記以外で目的を達成するために必要と認められる経費

●助成対象とならない経費

- 職員の人件費等の事務局管理費
- 会員への手当
- 会員の視察、研修への参加等にかかる旅費、宿泊費、飲食費、参加費
- 事務所・倉庫の賃貸料、光熱水費、借地料、定期的に行う会合等の会場使用料、事務連絡に要する通信運搬費（電話回線使用料、インターネット使用料を含む）など、団体そのものの運営のための経費
- 他の団体が主催するイベント等の参加負担金

- 団体で実施することが可能な作業の業者委託（看板制作等の特殊技術を必要とする場合を除く。）
- その他助成対象としてふさわしくない経費

7. **応募方法**

応募する市民活動団体は、「24 年度市民活動サポート事業募集要綱」で詳細を確認のうえ、事業企画申請書、団体概要書、事業収支予算書を提出してください。

（「24 年度市民活動サポート事業募集要綱」および書類の様式は公益財団法人京都市男女共同参画推進協会に請求もしくはホームページからダウンロードしてください。）

郵送・e-mail・持参にて受け付けます。

8. **応募締切日**

平成 24 年 5 月 31 日（木）締切

9. **選考方法など**

応募書類とプレゼンテーションにより審査委員会において、1～3 団体を決定し、結果を各応募団体に通知します。

○プレゼンテーション日時 6 月中旬。

※日程については別途通知します。

○決定通知発送 6 月末日

○決定団体との第 1 回打ち合わせ 7 月中旬までに行う。

10. **助成金の交付**

助成金の交付は、助成金請求書の提出を受けて、必要に応じてすみやかに概算払い、事業終了後精算します。

11. **事業計画の変更・中止について**

助成決定を受けた団体は、助成決定を受けた事業内容に変更若しくは中止の事由が生じたときは、速やかに事業計画変更・中止承認申請書を理事長に提出し、承認を受けてください。

ただし、その変更が軽微なものについては、この限りではありません。

12. **事業実施報告の提出**

事業終了後 30 日以内に、事業報告書、収支決算書、その他事業の成果を示す資料

を提出していただきます。次年度にわたる事業についても、1年度末に実績報告書、収支決算書を提出していただきます。

13. **助成金の返還**

次の場合は、助成金の全額または一部を返還していただくことがあります。

- ① 助成事業を実施しないとき
- ② 助成事業を中止し又は完了する見込みがないとき
- ③ 助成事業の内容を、当協会の承認を受けないで変更したとき
- ④ 助成金を助成の目的以外に使用するなど、不正が認められるとき

14. **応募先**

公益財団法人京都市男女共同参画推進協会 事業企画課
〒604-8147 京都市中京区東洞院通六角下る御射山町 262
【TEL】 075-212-8013 【FAX】 075-212-7460
【URL】 <http://wings-kyoto.jp>
【e-mail】 jigyo@wings-kyoto.jp